

## ～事業者の皆様へ～

### 医療保険者への健康診断結果のデータ提供をお願いします

定期健康診断の実施後、医療保険者から提供依頼があった場合、健康診断結果（高齢者医療確保法に基づく特定健康診査の項目）を提供する必要があります。  
(高齢者医療確保法第27条第2項及び第3項に基づく義務)

なお、この場合の提供については、労働者本人の同意を取得しなくても、個人情報保護法上の問題はありません。

#### ＜ご対応のお願い＞

- 医療保険者や健診機関から、健診結果のデータ提供依頼があった場合、医療保険者へ提供をお願いします。
- データ提供の際は、可能な限り、定められた様式での提供をお願いします。  
※厚生労働省のホームページにおいて、標準記録様式を示しています。  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000165280.html>  
※情報提供方法については、提供先の医療保険者と協議・調整ください。
- 健診結果のデータを、事業者から医療保険者に対して、直接提供することが難しい場合は、下記のような方法もあります。
  - 健診機関に、医療保険者へのデータ提供を委託する。
  - 医療保険者に、定期健康診断の実施を委託する。
  - 医療保険者と共同で、定期健康診断を実施する。

#### ＜注意事項＞

- 特定健康診査に含まれない項目についての取扱いは、労働者本人の同意が必要です。
- データ提供に要した費用は、医療保険者に請求することができます。

(特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令157号)第15条)